

離職者生活支援事業

令和3年1月20日 議会全員協議会資料
商工部産業雇用支援課



新型コロナウイルス感染症の影響で離職し再就職に至らない方の生活を支援するため、支援金を給付するもの。

対象者

次のすべてに該当すること。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日以降に離職し、離職してから1月経過していること。(事業所の都合により解雇されるなど離職を余儀なくされた方)
- (2) 令和2年4月1日から申請日まで引続き北上市に住所を有していること。
- (3) 離職の日以前に3か月以上の間、同一の使用者に雇用されていたこと。(法人役員や個人事業主は除く)
- (4) 離職前の1ヶ月あたりの平均賃金額(3ヶ月平均により算出する。ただし、賞与や退職金は含まない。)が5万円以上であること。
- (5) 生活保護を受給していないこと。
- (6) 就労の意思があり、求職活動をしていること。
- (7) 申請日において再就職の見込みがないこと。
- (8) 雇用保険を受給をしていた場合、申請日において所定給付日数が終了していること。

※ 雇用保険被保険者でなかった者や学生も対象となります。

支給金額

50千円
※支給は1人につき1回まで

事業期間

令和3年2月～3月

予算額

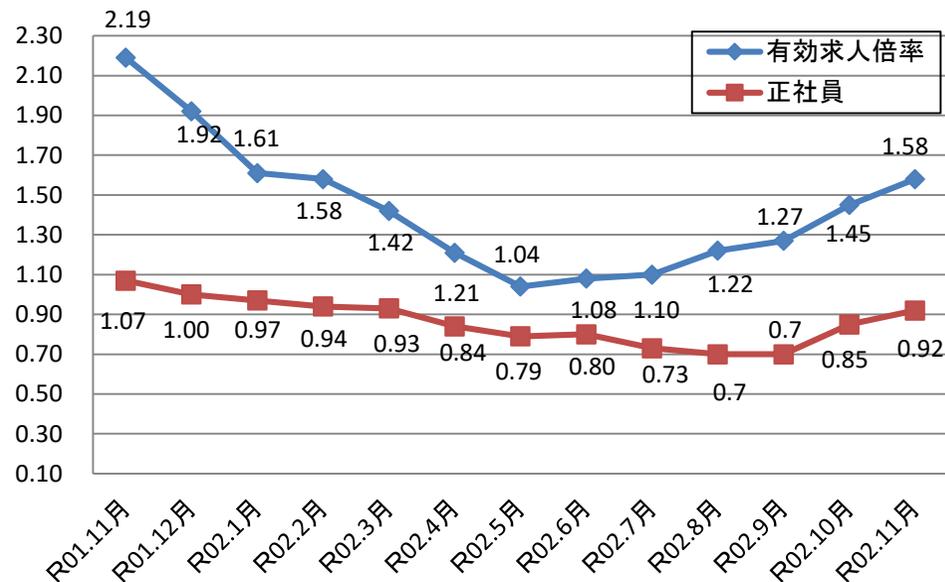
・ 支援金(対象者400人×50千円)	20,000千円
・ 会計年度任用職員(2名×2か月)	486千円
・ 建物借上料	400千円
・ 手数料、通信運搬費	386千円
総事業費	21,272千円

スケジュール

令和3年1月20日 議会全員協議会付議
1月29日 1月議会予算計上、要綱制定準備
2月～ 支給開始

【参考】雇用情勢について

●有効求人倍率の推移



●事業主都合による離職者数[R2.11末](単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R2	66	38	59	27	33	39	27	27	-	-	-	-	316
R1	56	36	19	40	23	30	41	27	34	33	35	35	409
H30	68	48	28	28	27	17	42	29	34	38	25	34	418